

栃木県

サーキュラーエコノミー(循環経済)への 移行に向けて

令和8(2026)年6月22日(月)
第1回サーキュラーエコノミー推進セミナー

栃木県環境森林部資源循環推進課 企画推進担当 副主幹 佐藤 正浩

循環経済（サーキュラーエコノミー）は、 「資源循環」と「成長の好循環」を目指す新たな経済の概念



■循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行は、資源や製品を経済活動の様々な段階で循環させることで、資源効率性を上げ、新たな資源の採取、エネルギーの消費や廃棄物発生をミニマム化するとともに、その循環の中で付加価値を生み出し、新たな成長の扉を開く鍵。

線形経済（リアエコノミー）の限界

天然資源 → 大量生産 → 大量消費 → 大量廃棄

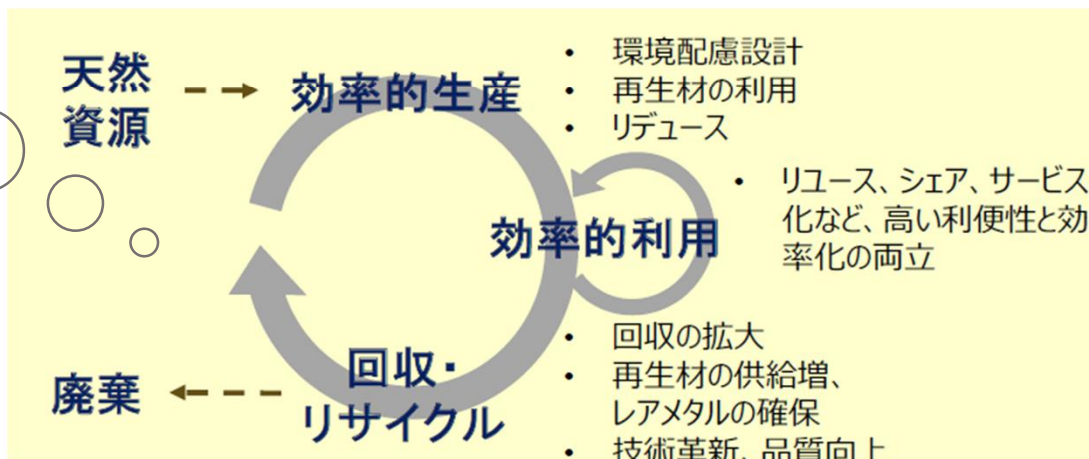
資源の採掘から加工、廃棄に至るライフサイクルにおける大量の温室効果ガスの排出

資源枯渇
資源採掘による環境負荷

廃棄による環境負荷
(海洋プラスチック、有害物質等)



循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行



脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献



循環経済（サーキュラーエコノミー）をめぐる世界・日本の状況

- 各国で重要鉱物及びリサイクル資源の輸出管理強化、国内資源確保、グローバル企業の再生材利用が進む中、我が国では石油・金属等の資源を輸入に依存する一方で、国内のリサイクル原料の多くが焼却、輸出されている現状がある。
- 我が国産業が競争力を強化していくためには、一次資源の安定供給確保に加え、二次資源である再生材の質・量の確保と利用拡大を推進し、国際的な資源獲得競争で優位に立つことが重要。我が国の経済安全保障にも直結。

世界各国の政策動向

重要鉱物・リサイクル資源に関する輸出管理強化・国内資源確保の動き

【EU】

- EU域外への廃電子機器等の輸出規制を強化（2024年施行）
- 廃自動車規則案暫定合意（2025年12月）
 - 再生プラ使用義務化等
- バッテリー規則
 - 廃バッテリーの回収義務化（一部2023年～）、バッテリー製造時の再生材利用の義務化（2031年～）等
- 2025年12月に、リサイクル資源を含む重要原材料の供給確保策をまとめたREsourceEU行動計画を策定

【アメリカ】

- 国内発生の高品質銅スクラップの一部を2027年から国内販売義務付け
- レアメタルのリサイクルを実施する企業へ金融支援を措置

【中国】

- 重要鉱物の輸出管理（2023年以降）や金属スクラップ（銅・アルミ）輸入規則緩和（2024年）を実施
- 2024年に国策企業の中国資源循環集団（資本金約2千億円）を設立

ASEANを中心とした国際連携ニーズの高まり

【ASEAN諸国】

- 不適正処理やリサイクルによる環境汚染の深刻化
- E-wasteの発生量が急増

グローバル企業の取組

- ブランド価値向上の観点から、再生材を利用する動きが加速

日本

動静脈連携が十分に進んでおらず、基幹産業に再生材を質・量・コストの面で安定的に調達できるサプライチェーンが確立されていない現状を踏まえつつ、日本の優れた技術やノウハウを活用した対応が求められている。

再生材利用

プラスチック
約43万トン（廃プラの4.7%）

資源輸入

石油、金属をはじめとした資源を輸入に依存（石油・ナフサ・鉱石・金属・金属製品輸入額 約31兆円）

海外輸出

金属：
鉄スクラップ 771万トン
アルミスクラップ 44万トン
銅スクラップ 42万トン

プラスチック
約126万トン（国内利用の約3倍）

静脈企業売上

欧州(Veolia)：
約7.3兆円
米国(Waste Management)：
約3.3兆円
日本(DOWA)：
約6,800億円

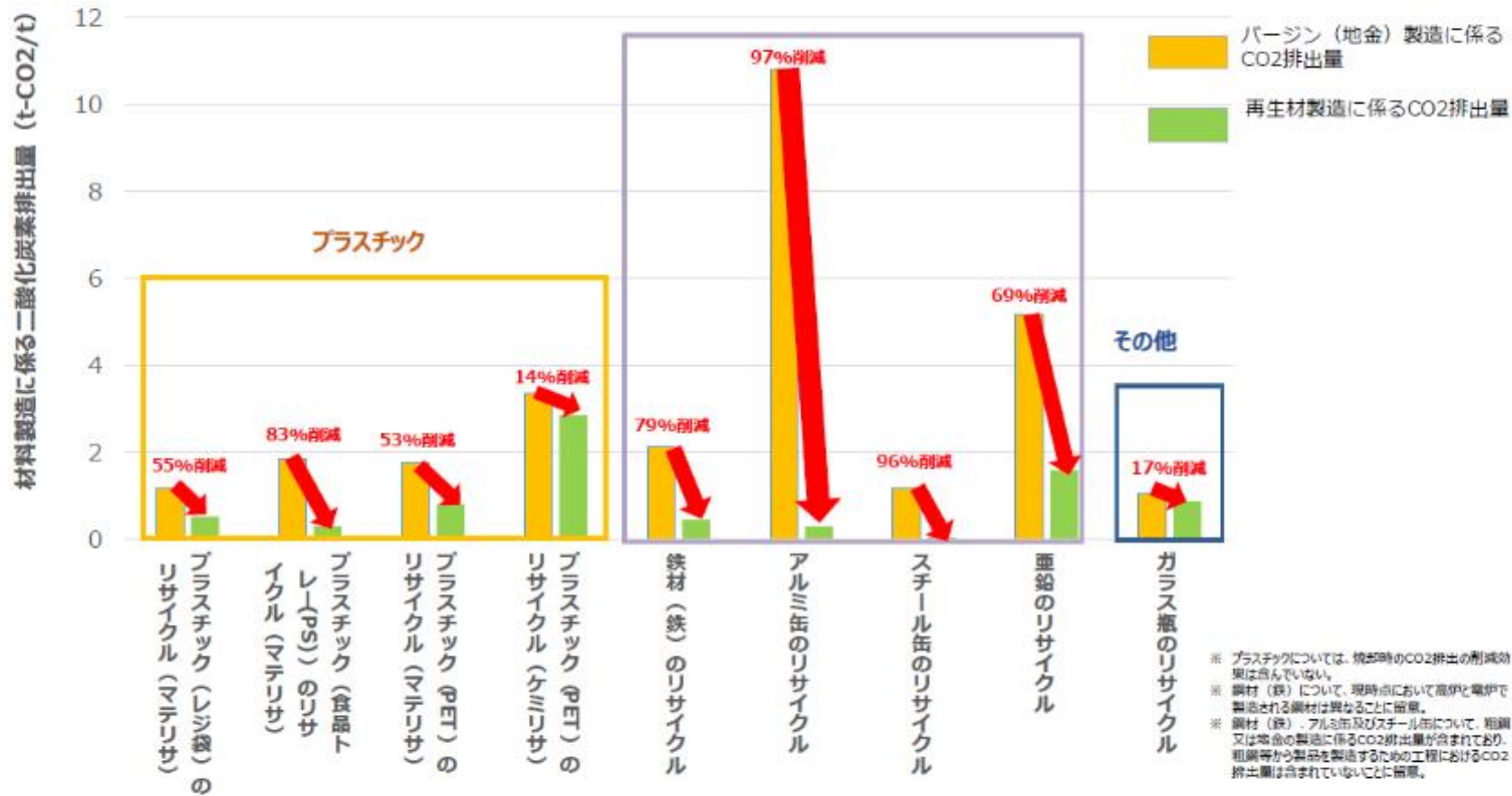
焼却処理等

食品ロス：
焼却・埋立等 約464万トン
プラスチック：
焼却・埋立等 約709万トン
（廃プラの約8割）

（注）数字は年間の値

出典：循環経済行動計画(R8.4.21 循環経済に関する関係閣僚会議)から抜粋

■ 資源によっては大幅にCO2の削減が可能。GXにも寄与。



- 循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行は、廃棄物等を資源として最大限活用し、付加価値を生み出し、新たな成長につながる
- 気候変動や生物多様性の保全といった環境課題の解決に加え、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力強化、経済安全保障の確保にも貢献
- 循環型社会形成推進基本計画の下、国家戦略として政府一体となり推進

出典：循環経済への移行加速化パッケージ
(R6.12.27 循環経済に関する関係閣僚会議)
から抜粋、一部加工)

廃棄物等の再資源化例

- ・ 家電、パソコン等の小型家電、蓄電池等(都市鉱山)から金・銀・銅やレアメタル等の金属を回収し、再資源化
- ・ プラスチックを回収し、再度プラスチックとして再資源化
※ペットボトルをペットボトルに水平リサイクルする等
※世界で自動車製造において再生プラスチック活用の動き
- ・ コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の建設廃棄物の再資源化
- ・ 農山漁村のバイオマス資源(木材、農作物非食用部、家畜排せつ物等)を徹底活用
- ・ 下水汚泥からリンを回収し、肥料化
- ・ 商慣習見直しや食品寄附促進等の食品ロス削減の推進・食品循環資源の飼料化・肥料化
- ・ 廃棄物焼却時に発生する熱を利用した発電
- ・ 衣料品のリペア、リユース

循環経済への移行を進め、廃棄物等の再資源化を質・量両面の水準を引き上げることで以下を達成

・ 9割以上が中小事業者であり、全国各地で廃棄物処理・リサイクル
・ 資源循環業として、付加価値を生み出すことで地域経済へ貢献

・ 地域の資源循環のマネージャー兼コーディネーターであり、関係者間の連携・協働を促進して、地域の循環資源を活用した取組を創出

廃棄物処理・リサイクル業者

製造業

自治体

国民・消費者

・ 環境配慮設計、再生材の使いこなしにより、ブランディング力を向上させ、グローバルな競争力を強化

・ 3R+Renewable、分別排出の徹底など、資源循環に配慮したライフスタイルに積極的に関与し、循環型社会づくりに貢献

① 再生資源の利用計画策定・定期報告（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）

- 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める。

② 環境配慮設計の促進（資源有効利用・脱炭素化促進設計指針）

- 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
- 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。

③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進（指定再資源化製品）

- 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。

④ CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- シェアリング等のCEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

栃木県環境総合計画

【概要版】

令和8(2026)年3月
栃木県環境森林部

※本日 (R8.6.22)はサーキュラーエコノミーに関連する取組を抜粋。

第1章 計画の基本的事項（1）

1 計画策定の背景

以下の「時代の潮流」や「環境を取り巻く動き」を踏まえ、長期的な視野に立って本県の環境施策の方向性を提示するため策定

【時代の潮流】

世界的な気温上昇による深刻な環境危機
⇒脱炭素社会への国際的合意

鉱物資源の埋蔵量に対し需要が大幅超過
⇒廃棄物等を資源として活用し、成長につなげる経済社会システムへの転換

かつてない速度で進行する種の絶滅
⇒自然再興への国際的合意

【環境を取り巻く動き：国】

2050年カーボンニュートラル宣言(2020)
地球温暖化対策計画の改定(2025)

循環経済(サーキュラーエコノミー)への
移行を国家戦略として位置づけ(2024)

生物多様性国家戦略の策定(2023)、
ネイチャーポジティブ経済移行戦略策定
(2024)

【環境を取り巻く動き：栃木県】

2050年とちぎカーボンニュートラル実
現に向けたロードマップ策定(2022)

森里川湖プラごみゼロ宣言(2019)
栃木県プラスチック資源循環推進条例制
定(2020)

日光国立公園ステップアッププログラム
2025の策定(2021)

県カーボンニュートラル実現条例の制定
(2023)、新たな県民運動の開始(2024)

県営処分場エコグリーンとちぎの開業
(2023)

栃木県版レッドリスト第四次改訂(2023)

■ : カーボンニュートラル関係

■ : サーキュラーエコノミー関係

■ : ネイチャーポジティブ関係

2 計画の位置づけ

○県の環境保全に関する基本的かつ総合的な計画

栃木県環境基本条例の規定に基づき策定する県の環境保全に関する基本的な計画で環境関連法令等に基づく計画を包含

○県民・団体、事業者、行政（県、市町）等の各主体が環境保全の取組を実戦する際の指針となる計画

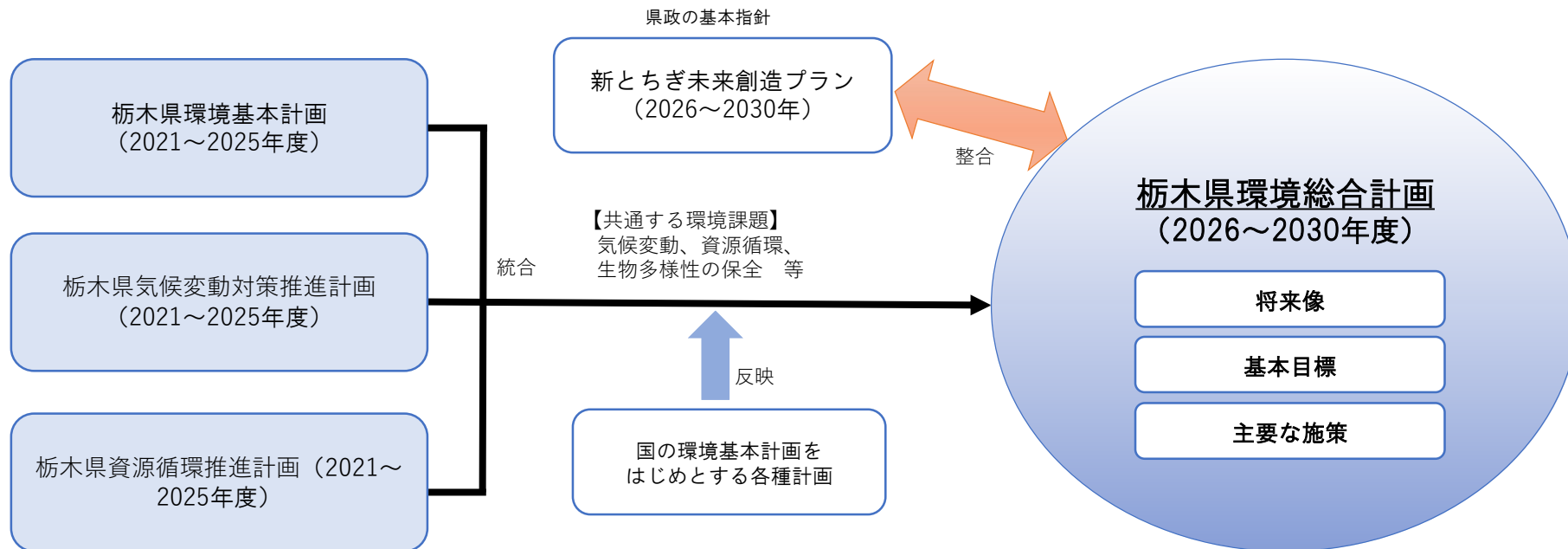
3 計画期間

おおむね10年後を展望した上で、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5か年間

4 計画策定の考え方

- 本県の現状や社会情勢を踏まえた本県の抱える環境課題への適切な対応
- 「栃木県環境基本計画」に「栃木県気候変動対策推進計画」、「栃木県資源循環推進計画」を統合
- 県政の基本指針となる次期プランと整合
- 国の環境基本計画をはじめとする各種計画を反映

【体系図】



第2章 計画の目標

1 将来像（令和17（2035）年度における本県のイメージ）

自然と共生し、脱炭素と資源循環による「持続可能な環境立県とちぎ」

2 基本目標

基本目標① カーボンニュートラル（脱炭素化）の推進と気候変動への適応を目指す「とちぎ」

再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギーなどによる温室効果ガスの排出削減対策、森林吸収源対策の推進によるカーボンニュートラルを目指すほか、地球温暖化による気候変動への適応対策を推進します。

基本目標② サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を推進する「とちぎ」

循環型社会の形成に向け、あらゆる主体において資源循環に向けた取組を拡大していくとともに、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するサーキュラーエコノミーへの移行を推進します。

基本目標③ 人と自然が共生し、ネイチャーポジティブ（自然再興）の推進を目指す「とちぎ」

多様な動植物の生態系が維持され、県民が自然と共生しながら日々の暮らしを営むことができるよう、生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブの推進や、豊かな自然環境の保全と活用の両立などに取り組みます。

共通的・基盤的施策

県民の安全・安心な生活環境を保全するため、環境汚染防止対策を推進するほか、災害レジリエンス強化に資するエネルギー産業の振興や、さまざまな環境教育や意識啓発を通じて次代を担う環境人材の育成などに取り組みます。

基本目標② サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を推進する「とちぎ」

施策項目 1 7Rの促進

- 発生抑制（①リシंक、②リフューズ、③リデュース）・再使用（④リユース）
- 再生利用（⑤リファイン、⑥リサイクル） ○再生可能資源への代替（⑦リニューアブル）

関連指標 No. 1～6

施策項目 2 資源循環推進体制の確保

- 資源循環に向けた処理体制の確保 ○廃棄物・リサイクル産業の振興

関連指標 No. 7、8

施策項目 3 廃棄物等の適正処理の促進

- 廃棄物の適正処理 ○災害廃棄物の処理体制の整備

関連指標 No. 9、10

【指標】

No.	項目	現状値 R6(2024)	目標値 R12(2030)	No.	項目	現状値 R6(2024)	目標値 R12(2030)
1	県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量【g/人・日】	637 (2023)	620	6	県民1人1日当たりのごみ焼却量[再掲]【g/人・日】	709 (2023)	618
2	県内の産業による生産額(実質)1億円当たりの産業廃棄物の排出量(農業及び鉱業に係るものを除く)【t/億円】	42.8 (2022)	40.7	7	サーキュラーエコノミー動静脈産業マッチング件数【件】	—	20
3	県内で排出された一般廃棄物の最終処分量【千t】	56 (2023)	45	8	県内の産業団地等におけるリサイクル施設の立地件数【件】	82	増加を目指す
4	県内で排出された産業廃棄物の最終処分量【千t】	77 (2023)	75	9	県内で発生した産業廃棄物不法投棄の件数(10t未満を含む)【件】	159	79
5	環境学習参加者数(資源循環分野)【人】	11,820	12,000	10	水害を想定した災害廃棄物処理計画の策定市町数【市町】	8	25

7R(セブンR)とは・・・

・栃木県では、3R(リデュース、リユース、リサイクル)に本県独自のプラス3R(リシンク、リフューズ、リファイン)の視点でプラスチックに関する施策を展開してきました。

・また、国においては、プラスチック資源循環戦略を策定し、3RプラスRenewableの基本原則を掲げました。

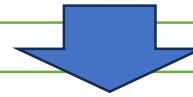
・本県ではこうした国の動きや環境の現状等を踏まえ、循環経済への移行に向けた資源循環対策として、上記の「R」を統合した「7R」を掲げることとしました。





【本県の課題】

- 動脈側(製造業者)と静脈側(リサイクル業者)の双方にとって必要な情報が不足している。
- QCD(品質・コスト・納期)の事業面で、企業が事業展開できる経済原則に見合うレベルに達していない。
- そもそも県民や事業者の認知度が低い。



【対応の方向性】

- 動脈企業と静脈企業のマッチング環境の創出・伴走支援、モデル事業への助成
- 県民・事業者への普及啓発、県内製造業における技術向上等



【R8当初予算】

区分	予算(千円)	内容
①動静脈連携ビジネス マッチング推進事業費	5,987	マッチングセミナーの開催、マッチングした企業グループ に対する専門家派遣
②CE型ビジネスモデル 構築支援事業費	30,000	事業主体:CEに取り組む企業グループ 補助対象経費:必要な研究費、労務費、原材料費等 補助率:2/3以内 補助上限額:7,500千円
③CE普及啓発事業費	3,300	普及啓発動画の作成
④CE移行推進事業費	1,957	再生材の利用促進に向けたワークショップ等の開催



脱炭素化と資源循環の取組を一体的に促進するため、再資源化の取組を高度化し、資源循環産業の発展を目指す
「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」がR7.11に施行されました。

再資源化高度化法

検索

サーキュラーエコノミー 動静脈連携マッチングセミナー

～サーキュラーエコノミー(循環経済)への移行に向けて～

共催：  栃木県  産業廃棄物処理事業振興財団

国際的な資源需要の拡大と、地政学的リスクの高まりによる資源制約や気候変動などの環境制約から、サーキュラーエコノミー(以下、C E)への移行が国家戦略と位置付けられました。本セミナーでは、栃木県内の製造業者(動脈産業)、廃棄物処理業を含む再資源化事業者(静脈産業)が、資源循環を考えるきっかけや手がかりとなるよう、動静脈間での意見交換を実施します。

今後、さらに加速的に事業環境が変化していく中で、C E移行に積極的に参加いただく機会として、是非、ご参加ください。

プログラム

- 開催日時: 令和8年2月20日(金)13:30~16:50(13:00開場)
- 開催場所: 栃木県庁 東館 4階講堂(栃木県宇都宮市埜田1-1-20)
- 対象循環資源: 建設廃棄物、廃プラスチック

時間	テーマ、項目、内容等
13:30	【開会挨拶】 栃木県 環境森林部 資源循環推進課
13:35~13:55	【基調講演】 サーキュラーエコノミーと産廃財団の地域支援方策について (公財) 産業廃棄物処理事業振興財団 常務理事 山越 厚志 氏
13:55~14:20	【事例紹介】 埼玉県での動静脈連携の取組と具体例 埼玉県 環境科学国際センター 川崎 幹生 氏
14:20~15:00	【情報提供<動脈側2社(予定)>】 再生材利用状況や再生材に代替できる部材等について
15:00~15:40	【情報提供<静脈側2社(予定)>】 資源化状況や資源化の可能性のある廃棄物等について
15:40~15:50	休憩
15:50~16:50	【グループディスカッション】
16:50	【閉会挨拶】 栃木県 環境森林部 資源循環推進課

※現時点でのプログラム案になりますので、変更となる場合があります。

定員・お申し込み方法

先着40名(定員に達し次第終了)

申込締切: 2月5日(木)まで

お申し込みは右の二次元コードまたは下記URLから
<https://forms.office.com/r/v2aG8meCGp>



参加費
無料

事前申込制

お問い合わせ先

栃木県 環境森林部 資源循環推進課(担当: 佐藤、後藤)
TEL: 028-623-3228 E-mail: puragomizero@pref.tochigi.lg.jp

R8秋頃実施予定!

[令和8年度] 栃木県

サーキュラーエコノミー型ビジネスモデル 構築支援事業補助金

資源の循環利用と県内産業の成長のため、動静脈企業等が連携して取り組むサーキュラーエコノミー型ビジネスモデルの構築を支援します!

※サーキュラーエコノミー: 廃棄物の発生を最小限に抑え、資源を効率的かつ循環的に利用する経済システム



【募集期間】

令和8年4月20日(月)~5月27日(水)

制度概要

1. 補助対象事業

県内のサーキュラーエコノミー型ビジネスモデルの創出に係る事業であって、新規に取り組むリーディングモデルとなる先進的な事業 など
※補助事業の完了後3年以内に県内で事業化を目指す事業であることが要件

2. 補助対象者

取組を行う企業グループのうち、県内に事業所を有する中小企業であって、代表となって事業に取り組む者

3. 補助事業内容

補助率: **3分の2**、補助上限額: **750万円**
事業期間: 交付決定日から令和9年2月末まで

4. 補助対象経費

- 材料費(原材料費)
- 労務費(人件費)
- 事業経費(委託費、技術指導費、賃借料、運搬費、販路開拓費、機械装置・工具器具、その他経費)

採択件数
4件程度

【問合せ先】

栃木県 環境森林部 資源循環推進課
電話: 028-623-3228

URL: http://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/circuler_business.html



2次募集予定!

◎ 栃木県リサイクル製品認定制度 —とちの環エコ製品—

●概要

県内で製造販売されるリサイクル製品について、認定要件に適合した製品を県が認定し、その普及啓発を行うもの。

●認定プラスチック製品 13製品

(一昨年度認定)

- ・造園材 4 製品
- ・樹脂製敷板 2 製品
- ・梱包用緩衝材 2 製品
- ・加炭材 1 製品
- ・スチロールペレット 1 製品

製品認定数（令和8年6月1日現在）

区分	紙類 事務用品	肥料 土壌改良材	土木資材	その他	合計
製品数	5	21	92	18	136

<造園材>


06-168(1) 公共施設ベンチ



認定事業者	ワールド・リンク株式会社 栃木県宇都宮市氷室町1277-2 080-1985-3987
公共施設ベンチ	
廃プラスチック (PP、PE、PET、PS、ABS、AS転写箔)	
板材：30×90×1800	

<その他の製品>

06-175 ジャストマット



認定事業者	株式会社オオハシ 神奈川県横浜市鶴見区 潮田町3-141-3 045-502-3052 (関リピープラス)
養生用・緩衝材用・ 歩行用などの万能マット	
電線被覆材 (塩化ビニル)	
(1)900mm×1800mm×厚さ5mm、 重量：約13kg、色：ブラック/表面に小判柄	
(2)900mm×1800mm×厚さ10mm、 重量：約26kg、色：ブラック/表面に小判柄	

<その他の製品>

06-173(1) プチプチ



認定事業者	川上産業株式会社 栃木県下都賀郡野木町 大字野木922-2 0280-57-4982
気泡緩衝材	
再生ポリエチレン	
d37(標準粒) 粒径φ10mm、粒高3.5mm、 原皮幅1,200mm/2,400mm、 原反巻長42m/100m/200m	